（一）～（九）［略］	（一）～（九）［略］
三　送電線路（電線路と電線路と一体的に電圧（設計電圧と異なる場合は、設計電圧を付記すること。）が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図	三　送電線路（電線路と電線路と一体的に電圧（設計電圧と異なる場合は、設計電圧を付記すること。）が行われる送電線引出口の遮断器（需要設備と電気的に接続するための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図
1　送電線路の名称及び区間	1　送電線路の名称及び区間
2　送電線路の経路及び開閉所の位置並びにその送電線路の維持のための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図	2　送電線路の経路及び開閉所の位置並びにその送電線路の維持のための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図
［略］	［略］
電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては十万ボルト以上）の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）	電磁誘導電圧計算書（電圧十七万ボルト以上（受電所にあっては十万ボルト以上）の電力系統に係る中性点接地装置の工事を含む場合に限る。）
［略］	［略］
送電関係一覧図	送電関係一覧図
事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業又は配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。）	事業用電気工作物が電気の円滑な供給を確保するため技術上適切なものであることの説明書（電圧十七万ボルト以上の電力系統に係る事業用電気工作物であって、一般送配電事業の用に供されるものに係る場合に限る。）
急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書	急傾斜地崩壊危険区域内において行う制限工事に係る場合は、当該区域内の急傾斜地の崩壊の防止措置に関する説明書
送電線路の経路及び開閉所の位置並びにその送電線路の維持のための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図	送電線路の経路及び開閉所の位置並びにその送電線路の維持のための保安通信設備の通信経路を明示した縮尺二十万分の一以上の地形図
気候及び立地条件についての説明書（地中電線路及び開閉所に係るものを除く。）	気候及び立地条件についての説明書（地中電線路及び開閉所に係るものを除く。）
新技術の内容を十分に説明した書類	新技術の内容を十分に説明した書類
［略］	［略］
（一）・（二）［略］	（一）・（二）［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］
［略］	［略］

備考　表中の［　］は注記である。